

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                                   |  |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名   | 市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当            |  |
| 許 認 可 等 名   | 徳島市文化振興施設の利用料金の減免                 |  |
| 根 拠 法 令     | 徳島市文化振興施設設置条例                     |  |
| 根 拠 条 項     | 第10条                              |  |
| 連 絡 先       | 公益財団法人徳島市文化振興公社（電話626-0408）       |  |
| 審 査 基 準     | 基 準                               | 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設及び付属設備の利用料金を減免できる。<br>(1) 徳島市が使用するとき。<br>(2) 指定管理者が施設の設置目的に合致した事業に使用するとき。<br>(3) 指定管理者が特に必要あると認め、市長の承認を得たとき。 |
|             | 参 考 事 項                           |  |
|             | 設 定 等 年 月 日                       | 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）  |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間<br>（設定しないものについてはその理由） | 総日数 7日（休日を除く）  |
|             | 設 定 等 年 月 日                       | 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）  |

審查基準

基 準